

労働安全衛生法に基づく

令和5年度登録技能講習(資格取得)等のご案内

◇荷役機械の運転及び作業をするには「技能講習」を受講し、資格取得が義務付けられています。

- ・フォークリフト運転(最大荷重1t以上)
- ・はい作業(高さが2m以上の荷のはい積・はい崩し)
- ・小型移動式クレーン(吊り上げ荷重1t～5t未満)
- ・玉掛け作業(吊り上げ荷重1t以上の玉掛け)
- ・ショベルローダー等運転(最大荷重1t以上)

1. 登録技能講習

種類	開催地	開催日程			実施場所等
		月別	学科講習	実技講習	
フォークリフト運転技能講習	青森市	5月	10日(水)	11日(木) 12日(金) 13日(土)	青森県トラック協会構内
		7月	4日(火)	5日(水) 6日(木) 7日(金)	
		9月	6日(水)	7日(木) 8日(金) 9日(土)	
		10月	4日(水)	5日(木) 6日(金) 7日(土)	
		令和6年3月	13日(水)	14日(木) 15日(金) 16日(土)	
	八戸市	4月	12日(水)	13日(木) 14日(金) 15日(土)	三八地区研修センター外
		6月	14日(水)	15日(木) 16日(金) 17日(土)	
		7月	26日(水)	27日(木) 28日(金) 29日(土)	
		10月	11日(水)	12日(木) 13日(金) 14日(土)	
	弘前市	5月	16日(火)	17日(水) 18日(木) 19日(金)	弘前地区研修センター外
	受講資格	Aコース 大型特殊(カタピラ限定なし)免許所持者		2日間(学科1日・実技1日)	
		Bコース 普・中・大・大型特殊(限定付)免許所持者		4日間(学科1日・実技3日)	

はい作業主任者技能講習	青森市	6月	7日(水) 8日(木)	実技講習は、労働安全衛生法により、はい付け又は、はい崩しの作業に3年以上従事した経験を有する者は免除になります	青森県トラック協会内
		10月	19日(木) 20日(金)		
		令和6年2月	15日(木) 16日(金)		
	八戸市	6月	21日(水) 22日(木)		三八地区研修センター内
		11月	15日(水) 16日(木)		
受講資格	上記3年以上従事した経験を有する者で、事業主等の「実従事期間」を証明してもらえる者に限る				

※「ショベルローダー等運転技能講習」「小型移動式クレーン運転技能講習」「玉掛け技能講習」の開催日等については当協会へお問い合わせ下さい。

2. 安全衛生教育講習

- | | | |
|---------------------------|-----------|-----------|
| (1)交通労働災害防止担当管理者講習 | (八戸市・青森市) | 令和6年1月～2月 |
| (2)安全衛生推進者(初任時)教育講習 | (八戸市・青森市) | 〃 |
| (3)フォークリフト運転業務従事者安全教育講習 | (八戸市・青森市) | 〃 |
| (4)車両系荷役運搬機械等(積卸し)作業指揮者講習 | (八戸市・青森市) | 〃 |
| (5)荷役災害防止担当管理者教育講習 | (八戸市・青森市) | 〃 |



青森労働局長登録教習機関

陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部

〒030-0111 青森市大字荒川字品川 111-3 (青森県トラック協会内)

TEL 017(729)2211 FAX 017(729)2266

陸災防ホームページ <http://rikusaiaomori.web.fc2.com/>